

## 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（イノシシ編）改訂方針

## 1. ガイドライン改訂の目的

- ・現在 43 府県で特定計画は策定され、捕獲数は増加しているが、個体数の増加や分布の拡大は抑制できていない地域がある。また、農業被害対策についても施策効果の農作物被害が減少している地域は少ないなどの課題がある。そのため課題解決の方向性を示す。
- ・2010 年に現行ガイドラインが策定された以降に、鳥獣保護管理法の改正により創設された指定管理鳥獣捕獲等事業（以下、指定管理事業、という）については、現行ガイドラインでは触れられていない。その点を含め、不足している内容を追加する。
- ・ガイドライン改訂版は、イノシシの生息状況、被害状況の現状から第二種特定鳥獣管理計画を策定することを目的とする。

## 2. 管理上の課題

課題 1：農作物被害金額や被害面積は、全国的に見ると減少傾向にあるが、依然として高い水準で推移している。また分布拡大地域では増加傾向である。

課題 2：分布は依然として拡大しており、抑制できていない。

課題 3：市街地への出没も各地で発生し、対応が必要な状況になっている。

課題 4：モニタリング（捕獲や捕獲個体に関する）やデータ収集が不十分であり、目的にあった適切な捕獲が実施できているのかの確認、評価が不十分である。

課題 5：特定計画の実行部分に課題がある。

課題 6：特定計画の評価と改善が不十分である。

## 3. 保護・管理上の課題への対応

## (1) 農業被害軽減に向けた総合的な取り組みの推進 ※課題 1

- ・イノシシによる農業被害を軽減するためには、個体群管理（捕獲）、被害防除対策、生息環境管理をイノシシの生息状況や被害状況に応じて総合的に実施することが必要である。

## (2) 分布拡大の抑制・予防を目的とした捕獲の推進 ※課題 2

- ・分布拡大の抑制、予防を目的とした個体群全体（母集団）の個体数を削減するための実現可能な方法で捕獲を推進する必要がある。ただし、各地で一般的に実行可能な内容を示す。

## (3) 市街地出没への対応 ※課題 3

- ・市街地に出没した際の対応方法について、保護管理レポートで紹介した事例を中心に紹介する。  
→ 出没状況、被害状況を把握した上で、適切な対策の選択や体制作りができることを目指す。

- ・市街地に出没させない（予防）ための対応
    - 市街地周辺に誘引しないための管理
    - 指定管理事業の活用など
  - (4) 個体群管理の方針や目的を明確にした捕獲の推進と評価 ※課題1、2、4、6
    - ・農作物被害軽減、分布拡大抑制など管理方針を明確にした捕獲を推進すると共に、実際にその目的にあった捕獲となっているか妥当性を評価（捕獲個体のモニタリングに基づく適切な指標設定、評価など）し、効果的な捕獲とするため、具体的な手法や事例等、実効性を踏まえた内容を記載する。
  - (5) 状況に応じた計画や対策 ※課題1、2
    - ・分布拡大地域や被害が恒常化している地域など、地域の状況やスケール（都道府県スケール、集落スケール）に応じた計画の策定と対策を提示し、より実効性のある計画の策定を促す。
  - (6) 各主体の役割分担と連携についての明確化 ※課題5
    - ・計画の実効性を高めるため、都府県、市町村、地域（集落、個人）の各主体の役割（捕獲や被害防除対策などについて）の明確化し、各主体が連携して、継続的に実行できるような体制づくりについて提示する。
    - ・旧1303特区制度を利用して、集落が主体となった捕獲を進めている事例、集落ぐるみの組織的な被害防除対策の実施事例などを紹介する。
  - (7) 特定計画の評価と改善 ※課題6
    - ・特定計画の評価と改善がルーチン化されるように、計画の改定段階での評価と改善の手順についての考え方、評価方法、計画への記載項目などを提示する。
    - ・評価が可能な具体的な目標設定（個体群動態、被害状況）とモニタリングする指標が必要であるが、イノシシで設定可能な目標とモニタリングする指標は何か。目的に合わせた指標の設定を検討する。
4. 現行ガイドラインに記載されていない内容の追加
- (1) 指定管理事業に関する内容
- ・特定計画の中での指定管理事業の位置づけ、どのように実施（目的、場所など）するかを示すことで、計画の策定段階で利害関係者（特に狩猟団体）のコンセンサスを得る。
  - ・他の捕獲区分（登録狩猟、許可捕獲）との組み合わせ、あるいはすみ分けにより、捕獲の効率化を図る。
  - ・事業の様々な使い方を示す。
- 例：モニタリングの実施、捕獲個体の成・幼判定基準を作成するためのデータ収集など

(2) 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画について

- ・現状は第二種特定鳥獣管理計画を策定して、対応すべき状況であることを述べ、第一種特定鳥獣保護計画については、原則を述べるに留める。

5. その他

(1) 地域的な完全排除（根絶）を目的とする場合の対応

- ・地域個体群として捉え、最近分布が拡大（回復）した地域については、被害が発生しているなど問題がある場合は、根絶を目標にしても差し支えないが、問題がないならば敢えて根絶する必要はない。

(2) 狩猟資源としての管理について

- ・現状では被害軽減と個体群の抑制が主要な課題なので、主要課題ではないが、現状把握（捕獲数、地域、努力量、成獣／幼獣、雌雄）に努めることを記載する。
- ・イノシシの管理を促進する観点から、捕獲個体については、地域の実情に応じて、食肉への活用等の有効利用を促進する。
- ・報奨金の不正受給などの問題についても再発防止のために触れ、科学的なデータを収集する前提が崩れるということも記載する。

(3) イノシシの管理を進める上で配慮すべき事項

- ・半島部や島嶼部など保全上配慮が必要な地域個体群等（徳之島のリュウキュウイノシシなど）については、留意事項としての記載に留める。
- ・イノシシ・イノブタの飼育と放獣・逃亡に関する問題について、留意事項として記載する。
- ・錯誤捕獲に関しては、実態を把握すべく情報収集を行い、対応していくべきことを記載する。また予防と共に行政が許可の仕組み、制度について十分理解し、捕獲従事者に法令遵守について指導する必要がある。

(4) 鳥獣被害防止特別措置法の被害防止計画との整合

- ・特定計画と被害防止計画の整合が図れるように、都府県と市町村が協議することの必要性や整合のはかり方について記載する。

(5) 段階的な目標の設定

- ・人とイノシシの軋轢が最小限とすることなど、中長期的に目指す目標を設定した上で、その目標に向けて当面どうしていくか、という短期的（特定計画の計画期間5年間）な目標を設定することが必要である。
- ・その上で、特定計画の5年間での目標を達成するためには、各年で実施すべきことを取り決める実施計画（年次計画）を策定することが必要である。
- ・段階的な目標設定については、誤解を招かないよう記載内容に注意する。
- ・実施計画（年次計画）の記載項目（捕獲目標、捕獲実施地域、モニタリング内容、被害防除対策の内容、実施計画の評価方法）を記載する。